

## 「孝酒」墨書土器の史的環境

### ——武蔵国府関連遺跡出土資料の検討——

門 田 誠 一

〔抄 録〕

武蔵府中関連遺跡関連遺跡のなかの高倉・美好町地域における一九八九年の発掘調査で出土した出土遺物に、火葬蔵骨器として用いられた土師器坏に「孝酒」の墨書がなされた資料がある。この資料については、これまで言及されることが、ほとんどなかった。本論では、この「孝酒」墨書について、経書などに出典を求め、それらを直接の典拠とする語句ではないことを示す。結論的には八世紀代の地方における孝の宣揚を具体的に示す遺物であり、かつ東国では同時期に「佛酒」「酒」などの同類型の墨書土器がみられることと、「孝酒」墨書土器が火葬蔵骨器に用いられたことを勘案して、地域的な習俗・文化として顕現した奈良時代の孝の宣揚とこれを背景とし、火葬と混交した在地の葬送習俗の実態を示すと結論した。

**キーワード** 墨書土器、奈良時代、孝経、葬送、火葬

#### はじめに

奈良・平安時代の遺跡から出土する墨書土器については、数量的に全国的にも多数の出土をみているのみならず、墨書文字や語句の内容の吟味から歴史的あるいは文化的な分析が進められている。とくに近年では官衙関係遺跡のほかに集落からの墨書土器の出土資料が蓄積しており、集落における信仰や習俗などに関する言及も行われている<sup>(1)</sup>。

東アジア考古学を専門とする筆者は、かねてより高句麗壁画古墳の墨書銘文や墨書傍題について、中国史料や儒教の経書、仏典などから語句と典故を検索して、出典論的な方法を用いて、図像の場면을検証しようとする図像学的な研究を行ってきた。その成果は別にまとめたが、このような研究と関連して、日本古代における文字を有する考古資料についても、同様な観点から検討を行っている。その結果、奈良・平安時代の東国の集落遺跡から出土した線刻紡錘車や墨書土器の語句には仏典を典拠とする語句がみられることなどが明らかになってきた。これによって東国の古代集落の仏教の浸透と集落に住した民衆の仏教信仰の実態について、これまで

想定しえなかった具体的な一面を明らかにしつつある。

東国の古代遺跡から出土した墨書土器のなかには、仏教以外の当時の信仰を示し、あるいは思想を内包する語句があり、それらもまた出典や典故を求める方法によって、当該の時期や地域における信仰や思想の背景や状況を明らかにする重要な資料となる。その一環として、ここでは、資料のもつ重要性に比して、あまり論及されることのなかった武蔵国府の近傍から出土した「孝酒」墨書土器について、その思想的背景を歴史的に論ずる。

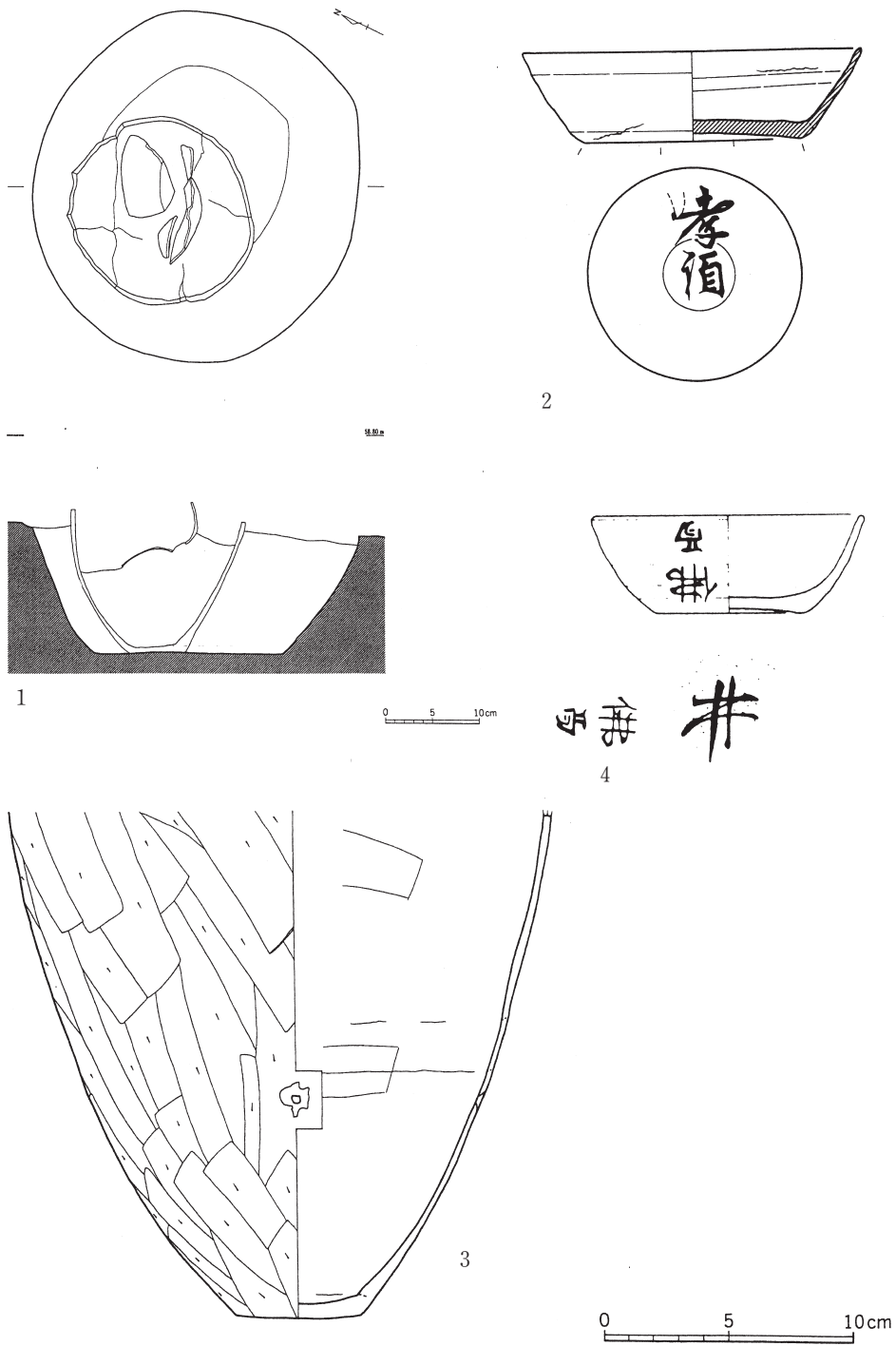
## 一 「孝酒」墨書土器とその出土状況

本論でとりあげる「孝酒」墨書土器は武蔵府中関連遺跡の一環として、府中市教育委員会の発掘調査によって、一九八九年に出土した。出土地点は、現今の地名によって、高倉・美好町地域として報告されている。この地点（M33区）からは竪穴住居址、掘立柱建物、道路址、土坑、溝などとともな墳墓遺構が検出された。この遺構（M33-SZ1）では、径三五～三八センチメートル、残存した深さ一六・五センチメートルの平面円形の土壇の中に胴部下半部のみが残存する土師器甕が正位で据えられていた（図1の1）。甕の体部下半には外側から径約二・五センチメートルの孔が開けられていた。この甕はいわゆる「武蔵型甕」と呼ばれる類型に属する。甕は火葬骨を納めた蔵骨器と報告されている（図1の3）<sup>(2)</sup>。筆者の判断としては、焼成後の穿孔があり、液体その他の内容物を納めて埋置した貯蔵用の甕とは考えらず、また通常の一体分の人骨は収容できないため、火葬蔵骨器と断じて問題ないとする。

この甕の内部からは須恵器杯が出土した。この須恵器杯の底部外面には墨書で「孝酒」の文字が記されていた（図1の2）。これによって「孝酒」墨書の記された須恵器杯は、その蓋として用いられたと推定される。「孝酒」墨書土器の年代については報告書で明確には論じられていないが、武蔵国府土器編年ではN3期からN4期にかけてとされ、実年代は八世紀半ば頃とする見方が提示されている<sup>(3)</sup>。

墨書文字のうち、「孝」は問題なく判読できる。「孝」に接して下部に墨書されている文字については続け書きされた三水偏「彳」の右側の旁部分は「酉」ではなく、「百」の五画めの次に横画が追加された字形になっている。このような異体字は、たとえば『五体字類』に孔子廟堂碑や王羲之の書があげられているように、古代の中国ではしばしば書写された字形であることがわかる<sup>(4)</sup>。また、このような異体字は『説文』などにもみられ<sup>(5)</sup>、字形の面で「酒」字の範疇に入ることは疑いをいれない。

しかしながら、このような異体字としての歴史性もよりも、同時代の近隣地域での墨書文字の字形がもっとも重要な傍証となる。その点でいえば、「酒」の同様の字形は奈良・平安時代の東国から出土した墨書資料のなかに類例を見出せる。その類例は多いが、とくに字形として類似する例をあげると、たとえば和洋大学国分枝遺跡の土坑（SR35）から出土した八世紀



1 武蔵国府関連遺跡M 33-SZ1 遺構実測図 2 同・「孝酒」墨書土器  
 3 同・下甕 4 庄作遺跡出土「佛酒」墨書土器

図1 「孝酒」墨書土器および出土遺構と関連資料

末から九世紀初頭の「神酒杯」墨書土器の「酒」の旁部分にも同様の字形が認められる<sup>(6)</sup>。また、小原子遺跡群（千葉県）のなかの庄作遺跡から出土した九世紀前半頃とされる「佛酒」「酒杯」墨書土器の「酒」字は三水偏「氵」が略されているが、旁は武蔵国府出土「孝酒」墨書土器に類似する字形である。このように地理的に離れた遺跡から類似の字形の墨書土器が出土している点から、古代の東国では通有の一般的な字形が存在し、その一つとして「孝酒」墨書土器にみられる「酒」の字形が書写されたと考えられる。

この遺跡の周辺の歴史的環境を瞥見すると、西側三〇メートルには東山道武蔵路が通って居る。また、隣接地では九世紀以降と推定される鍛冶道具が出土した建物跡や建物跡や多数の石製銚帯が出土した建物跡が検出されていて、国府のなかでも工房跡の多い地域であったとされる。武蔵国府では国庁推定地の近辺には墳墓遺構が見られないことから、都城における埋葬の既定と同様に、国府内部での埋葬が禁止されていたと想定し、これによって国府の縁辺部に墓域が設定されていたのではないかという推論がある<sup>(7)</sup>。これが正鵠を射ているかは、墳墓の資料増加がまたれるが、「孝酒」墨書土器の出土地点の近傍では、他にも墳墓遺構が検出されており、当該地域は竪穴住居址や工房とみられる建物および墳墓などが検出されており、国府の西側における集落地域とみられている<sup>(8)</sup>。このような点からみて、「孝酒」墨書土器が出土した遺構は、集落近くに設けられた墳墓であったとみておきたい。

## 二 「孝酒」の出典と思想的背景

「孝酒」墨書土器について言及した論考としてはわずかに英太郎氏の専論を知るのみである。この論考では、平川南氏による漆紙文書の研究によって証された地方官衙における『孝経』の流布の存在を前提としながら、『孝経』の内容から葬祭に容器が用いられた内容を参照する。その結果として、中国では「孝」が父母の喪に服することであり、かつ葬祭の儀式に用いられる品々に関する語であるとし、「孝衣」が喪服を指すことを論拠とし、「孝酒」が「葬祭のための弔いの酒」を指すとの解釈を示した<sup>(9)</sup>。

この見解および墨書の「孝酒」を検討するに際して、『孝経』をはじめとした儒教の孝に関する経書の吟味が必要となろう。いうまでもなく『孝経』は、孝を徳の根本として説く儒教の経書であり、そのテキストには、十八章からなる『古文孝経』と二十二章からなる『今文孝経』とがあることは周知のとおりである。ただし、いずれのテキストのなかにも、「孝酒」の語そのものは見当たらないことを、まず、確認しておく必要がある。

さらに博搜し、『孝経』を含めた儒教の経書を検索しても、「孝酒」の語については、管見の限りでは用例をえられない。のみならず、中国古典や正史にも知るところがなく、また、視点を仏典に移しても、きわめて限られた例しか見出せない。ただし、「孝酒」の語そのものではなく、儒教の経典には、両親への孝養を説くなかで酒にまつわる内容がある。『孟子』離婁章

句上にある記述であり、一般には孝子の例話である「請與養志」として流布するものである。その内容を摘要すれば、以下のとおりである。

周の曾子は父の曾皙の世話をしていた。食事には必ず肉と酒を出した。残りがなくても、「余りはあるか」と聞かれれば、必ず「あります」と答えて酒肉を進めた。その後、曾皙が死んで曾子の息子の曾元もまた曾子をもてなすとき必ず酒と肉を用意した。そして、曾子が、余りがあるかと問うと、いつも、無いけれども、よければもっと差し上げましょう、と答えた。曾元のようなやり方は、いわば親の口と体を養っているのである。一方、曾子のようなやり方は、いわば親の心を養っているのである。親につかえる時には、曾子のようにしなくてはならない<sup>(10)</sup>。

難解な記述だが、つまるところ孟子のいうところは、曾元が父母の体を養う事はできたのに対し、曾子は体のみならず父母の思いをも養う事ができたと、いうことを酒食を媒介として述べているとされる。ただし、ここでも「孝酒」の語はみられない。この話だけでなく、いうまでもなく、孝は儒教における根本的な命題であり、日本古代における孝の移入と展開については、孝子伝や『孝経』、さらには儒教思想そのものにある孝の思想を説く『論語』などの存在がその前提となる。

孝子伝の成立については、『今昔物語集』には『孝子伝』に依拠したと考えられる説話が巻九に集中してみられることなどから、その成立は唐代を下らない頃とされていた<sup>(11)</sup>。『孝子伝』そのものは日本に伝わる陽明文庫本と船橋本とがあり、前者の編纂年代は不明だが、後者の船橋本については、唐代初めに補綴を受け、七〇〇年以前に日本に流伝していたとする見方が示されている<sup>(12)</sup>。編纂された形態ではなく、孝子の説話として、中国古代の画像資料にみえる孝子伝としては、画像石や画像磚などの漢代から北朝にかけての図像資料が知られている<sup>(13)</sup>。

『孝子伝』にみえる説話のなかで、陽明文庫本と船橋本の両本ともに酒が現われるのは「蔡順」「朱百年」「申生」である。たとえば、蔡順は赤眉の賊の難に遭ったときに、桑を採っていたが、熟した桑は母親に、熟していない桑は自分が食すと言ったところ、非道な盗賊も蔡順の孝行の心を知って、米と牛の足を与えて去った。蔡順はそれらをも母親に与えた、という話だが、その前段に酒には母が酒に酔って吐いたものを、毒にあたったのではないかと恐れた蔡順が嘗めて、確かめた、という話がある。これ以外には、酒に酔って転寝したところに臥具をかけられ、その暖かさから母の寒さを思っ涙涕し、悲しんだ、という朱百年の話がある<sup>(14)</sup>。また、申生の話では、礼制としての酒が展開のきっかけとして用いられている。

これらの説話では、いずれも酒そのものが「孝」の主題と関係しているわけではなく、それは『孝子伝』には酒を主体とし、かつ酒そのものが直接に孝養と関わる説話はみえないことを示している。このことに端的に示されるように『孝子伝』には「孝酒」の字句そのものが現われ、またその語が内容の主体となる説話はみえない。その意味で『孝子伝』の説話それ自体が「孝酒」墨書土器の直接の典拠となったとは考えにくい。

その他の孝子説話で酒と関係するのは、養老の滝の話である。すなわち、美濃国の男が薪取りのため山に入り、石の中から水のごとく流れ出る酒を発見する。男は毎日これを飲んで酒好きの老父を養う。帝がこれを知り、男は美濃国をたまわり、年号も養老に改まる。ただし、この説話は建長四年（一二五二）に撰述された『十訓抄』第六一一八、および建長六年（一二五四）に成立した『古今著聞集』にみられ、それらの成立は、所属時期が奈良時代の「孝酒」墨書土器よりはるかに新しいため、検討の対象とはなりえない。

いっぽう、仏典を博覧してみると、「孝酒」という成語はないが、孝養と酒に関する内容が一例のみであるが認められる。すなわち、『六度集経』巻第八の摩調王経にはみえる次のような文章である。摩調法王が宮中の皇后貴人に勅して言った内容として、月に六斎の八戒を奉ぜよとあり、そのなかに次のような禁酒の戒がある。すなわち、「五には当に孝を尽くして酒もて口を歴る無かるべし」とあり、酒を慎み孝養を尽くすことを説いている<sup>(15)</sup>。この文章では孝と酒との関係についての戒を示しており、酒を禁ずることが孝養の基本であることが述べられている。ここでは行文および内容の上からは、当然ながら「孝」と「酒」を含む字句は接続しているわけではない。しかしながら、「孝」と「酒」の関係についてふれていることは認めてよい。ただし、「孝」を致すには「酒」を禁ずるというのであるから、両者の関係を肯定的に説いた内容ではなく、これも「孝酒」の語の典拠とはなりえない。そもそも仏教の戒律や經典の内容として、飲酒はもとより、酒を売る行為である酤酒さえも禁じられているのであるから、原理論的にいえば、仏教信仰と酒を結びつけることは難しい。

ここまでみてきたように「孝酒」の語および酒を中心として孝を述べた記述内容は『孝経』をはじめとした孝道を説いた経書や孝子伝などの孝子説話や仏典には現れず、これらに内容的な典拠をもとめることも難しいことを指摘した。

### 三 「孝酒」墨書の史的環境

「孝酒」墨書を考察する際に背景となるのが、日本古代における孝および孝子の思想の流入と展開である。これについては、先に引いた東野治之氏の論文によって、那須国造碑の文章に『孝子伝』を典拠として撰文されていることが示され、この碑は持統天皇三年（六八九）に那須評督に任ぜられた那須直葦提のためにその遺児らによって立碑されたとみられていることから、遅くとも七〇〇年頃には『孝子伝』の内容が那須地域にまで流布していたことがわかる。「孝酒」土器を考察する際のみならず、古代における孝の宣揚の根本となる経書である『孝経』と『論語』は、発掘調査によって、ともに文字資料として出土している。

まず、『孝経』断簡の実際の出土例としては、東北の城柵遺跡とその関係遺跡から二例の『孝経』を墨書した漆紙文書が出土したことがよく知られている。

一例は胆沢城政庁内郭南東地区にある土坑（SK 八三〇）から出土した漆紙文書で、伴出し

た土器から九世紀半ば頃の年代が推定されている。この漆紙文書では判読可能な文字が二二八字であったが、その語句や内容から『古文孝経孔子伝』の写本と断定されている<sup>(16)</sup>。

もう一点の『孝経』断簡は東北地方経営の拠点として国府・鎮守府が置かれた多賀城に近接する山王遺跡で出土した。ここで検出された溝 (SD 一〇二〇) 出土の漆紙文書は語句から『古文孝経孔子伝』の断簡であることが判明している。出土遺構が溝であるため、所属時期の判断は難しいが、書体から判断すると八世紀半ばから後半頃のものとして推定されている。

胆沢城出土の『古文孝経』写本は書体から推定される年代が八世紀半ばから後半とされ、廃棄までに一〇〇年ちかくの長期間にわたって使用されたことや書写年代、訓点その他の書き込みがないことなどから、積奠の儀をはじめとする公的な儀式に使用されていたと推察されている<sup>(17)</sup>。

また、地方における儒教思想の移入を端的に示すものとしては、地方における『論語』木簡の出土があげられる。『論語』は石神遺跡第一五次調査や、飛鳥池遺跡 (奈良県明日香村) などの飛鳥古京関係遺跡や藤原京からの出土が知られるが、その他では、屋代遺跡群 (長野県千曲市)<sup>(18)</sup>、城山遺跡 (静岡県浜松市)<sup>(19)</sup>、袴狭遺跡 (兵庫県豊岡市)<sup>(20)</sup>、柴遺跡 (兵庫県朝来市)<sup>(21)</sup>、勸学院跡 (滋賀県)<sup>(22)</sup>、観音寺遺跡 (徳島市)<sup>(23)</sup> などの地方の遺跡でも出土していることが知られてきている。そのうち、もっとも年代のさかのぼる観音寺遺跡 (徳島市) 出土例は、七世紀後半頃と推定され、阿波国府に近接する遺跡の立地を勘案すると、当時の官人にとっては一般的な習書のテキストと理解されている。この木簡は角柱状を呈し、四面に『論語』学而篇の冒頭が墨書されていた。この墨書に関しては『論語』の本文を正確に記したのではなく、習書とみる見解も示されている。また、大和でも平城京だけでなく、阪原阪戸遺跡で『論語』の習書木簡が出土している<sup>(24)</sup>。このように『孝経』や『論語』という儒教道徳の規範となる経学書が、遅くとも七世紀代には、すでに地方に流布していたことが明らかになってきた。

これらの『孝経』や『論語』の写本や断簡の地方官衙や鎮守府等における出土からは、奈良時代における地方官衙における儒教儀礼の実修や儒教思想の浸透が知られるとともに孝の宣揚が国府や地方官衙およびその周辺で実践されていたことの証左となる。

いっぽう、奈良時代において、『孝経』は大学で必修の経書であったことは、養老学令第五条の以下の記載を引いて説かれるところである<sup>(25)</sup>。

凡経・周易・尚書・周易・尚書・周礼・儀礼・礼記・毛詩・春秋左氏伝、各為一経・孝経。論語。学者兼習之。

これによると『周易』以下の諸経書のなかから一つを選択し、『論語』と『孝経』とは必修の科目であった。このうち『孝経』のテキストとしては、『古文孝経』と『今文孝経』があり、大学でも用いられていたことは、同じく養老学令第六条によって知られる。

教授正業条 凡教・授正業・周易鄭玄。王弼注。尚書孔安国。鄭玄注。三礼。毛詩鄭玄注。左伝服虔。杜預注。孝経孔安国。鄭玄注。論語鄭玄。何晏注。

このように令制において学生は必ず『孝経』『論語』を兼修すべきこととされ、それには

『古文孝経』と『今文孝経』とを用いることが規定されている。いっぽう、平城京だけではなく、地方の状況に関しても、さきにみた出土遺物としての『孝経』断簡などにみる積奠の実修の可能性が推定されているように、国府や城柵を中心として、儒教的孝養の思想的背景が想定されよう。

孝の思想の展開について、笠井昌昭氏は『続日本紀』の孝に関係する記載に着目し、奈良時代には国家の政策の一環としての孝の宣揚が、国やその元にある地方官人や官衙の次元においても、懲憑する動きがあったことを、天平勝宝元年（七四九）二月壬戌の条にみられる詔を引いて論じている<sup>(26)</sup>。

勅曰。頃年之間、補任郡領、國司先檢譜第優劣。身才能不。舅甥之列、長幼之序、擬申於省。式部更問口狀。比較勝否、然後選任。或譜第雖輕、以勞薦之。或家門雖重、以拙却之。是以其緒非一、其族多門。苗裔尚繁、濫訴無次。各迷所欲、不顧礼義。孝悌之道既衰、風俗之化漸薄。朕竊思量、理不可然。自今已後、宜改前例簡定立郡以來譜第、重大之家、嫡々相繼、莫用傍親。終塞爭訟之源、永息窺窬之望。若嫡子有罪疾及不堪時務者、立替如令。

すなわち、郡司は、在地の豪族のなかから任命されるならわしであったが、考課令によれば、国司が地方豪族のなかから、譜代の優劣、本人の才能の有無、同族間における長幼の序列などを勘案したうえで、式部省に推薦され、ここで国司の推薦状が検討され、かつ本人に対する口頭試問が行われて任用された。そして、任用の後にも国司による勤務評定が行われることになっており、このような律令の規定は世襲制にとらわれない人材登用をうたったものであった<sup>(27)</sup>。しかしながら、大宝二年二月壬戌の詔では、郡司任用に際して、門閥主義の復活をうたい、それまでの人材登用法がかえって「孝悌の道を衰え」させ、地方の政治・社会秩序に混乱をきたすものであるとして、郡司には郡を立てて以来の譜代の家、重大の家を選定して、世襲させ、争いや訴訟の源を断とうとした。これは孝悌の道が養われるということを含意するとともに孝の懲憑にとどまらず、地方政治の基本理念として位置づけられたとされる<sup>(28)</sup>。

『孝経』とともに奈良時代の大学における必修の経書であり、いうまでもなく儒教の忠孝の基本を説いた『論語』には孝と酒に関する記載がみられる。『論語』を中心とした儒教における孝は、父母に孝養を尽くすことはもちろんであるが、それだけでは不十分で敬意をもって、生前だけでなく、死後も父母につかえることであるとされる。その具体的な実践として、『論語』泰伯に、夏の禹を賛美した言葉のなかに、禹王は自分の食事は粗末にしても、「鬼神」すなわち祖先や神を祀る際にはできるだけ飲食をもって尽くす<sup>(29)</sup>、という内容があり、この孝は饗食の意味であり、具体的には祖先や神を祀る際にできるだけ酒食のもてなしをすることが孝の原義とされる<sup>(30)</sup>。

そもそも孝の字義そのものは『説文解字』によると孝の字は「善く父母に事えることをいう。老字の省略にしたがい、子にしたがう。老を承くるなり」とあり、すなわち、孝とは子と老と



の二字からなる会意文字で、子が上に老親をいただき、これに従順なるを意味する文字とされる。すなわち、象形としては老人を背負っている形を表したものとされ、さきにふれたように孝は饗食が原義であるとともに、具体的には老人につかえることが第一義である説かれる<sup>(31)</sup>。実際に、漢代の画像磚には父母や老人に孝養を尽くすありさまを表現した「養老図」と称される画像が知られており、そこには老人に対して飲食を供奉するありさま（山東省出土画像磚など）や老人に食を給する様子（四川省彭県画像磚、河南省荊陽県河王村後漢墓出土画像磚など）が表されている。これらは『礼記』にみられる尊老の礼や『後漢書』などにみられる老人に玉杖や鳩杖とともに酒肉を賜うという養老の制度にもとづいた表現であるとみられている<sup>(32)</sup>。このような老に対する孝という意味において、經書には老人を尊崇するための酒を関する記載がある。たとえば、『礼記』郷飲酒義には、郷飲酒の礼として「六十の者は三豆、七十の者は四豆、八十の者は五豆、九十の者は六豆なるは、養老を明かにする所以なり。民長を尊び老を養うを知り、而して後、すなわち能く入りて孝弟。民入りては孝弟にして、出でては長を尊び老を養い、而して后ち教へを成す。教へを成し、而して后ち国安かる可きなり」とあり<sup>(33)</sup>、年齢に応じて酒を勧めることが養老の意とするところであって、さらには養老が孝弟につながり、それによって国が安らかになると説かれている。おなじく、『礼記』曲礼には「長者挙げて未だ醜さざれば、少者、敢えて飲まず」の記載に代表されるように<sup>(34)</sup>、飲酒行為そのものにも尊老の礼があった。このように一般的に儒教では老人に孝養をつくす際には、酒をもってこれを行ったことが知られる<sup>(35)</sup>。

ここまで「孝酒」墨書の字義や背景については、儒教の經書の内容からみてきたように『孝経』や『孝子伝』などに代表される孝そのものを説いた文献よりも、儒教の基本となる尊老の要件や行為として『礼記』等の經書に記されているのである。このように『孝経』や『論語』という儒教道徳の規範となる經書は、遅くとも七世紀代には、すでに地方に流布し、奈良時代には国府や郡衙などの地方官衙の次元でも、孝が宣揚されたことは、すでにみたように出土文字資料からも裏づけられる。そして、奈良時代には、国政のうえでも、地方政治の上でも孝が宣揚され、とくに地方での孝悌の賞揚は、国府や郡が推定地などにおける『孝経』や『論語』の教学と深く関連する。

「孝酒」墨書土器の存在は、ここで瞥見してきたように、遅くとも八世紀代までには『論語』や『孝経』などの儒教經典が流布したことから知られる地方における思想の教学的状況を背景とし、かつ八世紀代において地域の次元でも行われた国家的な孝の宣揚と関係している。すなわち「孝酒」墨書土器は、このような地方における孝思想の展開と宣揚に立脚した葬送習俗として位置づけられる。

#### 四 墨書土器の類型と蔵骨器としての意味

「孝酒」の語義について、経書を中心として、出典および典故からの検討を行ってきたが、そもそも儒教の思想のなかでも、『孝経』において、死と孝との関わりは中心的な命題であり、とくに親の死についての弔いの意味として、喪親章という条がある。そこでは親の死は最も悲しむべきものであり、そのためにこれを表現する行為として、葬儀としての「喪」と柩を土中に納める「葬」とが示されている。端的には、『孝経』はもとより、儒教においては最も愛すべき対象が親であることから、親の死が悲しみの最たるものであると主張される<sup>(36)</sup>。

このような『孝経』およびそれを包摂する儒教の親の葬送に関する考え方からみれば、「孝酒」墨書土器が用いられていたのは蔵骨器であるという断定の蓋然性をたかめることとなろう。しかしながら、いっぽうで儒教は火葬を行わず、「孝酒」墨書土器が火葬蔵骨器に用いられていた可能性を示唆する見方とは相容れない。実はこの点が「孝酒」墨書の属性と思想および宗教的背景を考えるうえで、もっとも重要であると考えられる。いうまでもなく、火葬は仏教的葬法として認識され、一般的に文献上では、『続日本紀』の記録によって、文武天皇四年（西暦七〇〇年）三月に僧・道昭が茶毘に付されたのが始まりであるという説明が早くからなされている。遺構の点からは天武天皇と持統天皇の合葬墓とされる野口王墓古墳に、持統天皇の火葬骨を納めたとみられる蔵骨器があることも知られている<sup>(37)</sup>。

このような日本古代における火葬の流行の特質は、葬法そのものに関しては中国で漢訳された経典に基づく仏教に起源するとしても、中国とは異なる盛行の様相を見せる。中国では僧侶の火葬は三世末の西晋代から知られるが<sup>(38)</sup>、一般人々にまで火葬が広がるのは宋代をまたなければならぬ<sup>(39)</sup>。すなわち、日本古代において火葬が一定程度広がりを見せるのと同時期の中国では未だ火葬の盛行をみないのであって、葬法としての火葬そのものは百済や新羅における火葬墓の存在から、朝鮮半島から移入したという可能性が想定される場合が多い<sup>(40)</sup>。

そもそも日本における火葬の起源については、道昭の火葬をさかのぼる七世紀代にさかのぼる終末期古墳や同時期の群集墳においても火葬墓が認められることから、仏教的葬法以外の意味を想定する見方がある。たとえば、天皇の火葬に倣って官人層がこれを取り入れたとする説<sup>(41)</sup>や律令制の施行に伴い発生した多数の官人の都城への集住の帰葬のために火葬が始まったとする説<sup>(42)</sup>、また古代における遺骸の喪失への抵抗感を想定し、これに反して火葬が行われることについては政治的な強制力があつたとする見解<sup>(43)</sup>などが示されている。

このように日本古代における火葬の意味については、定見をみないが、ここで問題としている「孝酒」墨書が儒教的思惟に基づいてなされたとみる本論では、むしろ遺骸を滅失する葬法であることが問題となる。すなわち、儒教の死生観では人は死ぬと魂と魄という二つのたましいに別れるとされる。魂は精神を、魄は肉体をつかさどるたましいであるとされ、魂は天に昇って神になり、魄は地に返る。残された家族は魂を祀る為に位牌を作って廟に祀り、魄の戻る

場所として地中に遺体を埋める。このような死生観によってたつ儒教では当然ながら遺骸は毀損されるべきはではなく、位牌やこれを祀る廟において子孫が執り行う祖先祭祀が重要な儀礼となる<sup>(44)</sup>。このような観点から、火葬は儒教の死生観と祖先祭祀とは思想的に相容れない葬法であるが、「孝酒」墨書土器が出土した火葬墓の存在は、儒教的思惟が異なる意味をもつ葬法と融合していることを示す物質的証拠となると考える。

いっぽう、このような思想的な位置づけとは別に、「孝酒」の墨書の語句そのものの成立については、考古学資料から検討しよう。東国の奈良・平安時代の遺跡から出土する「佛酒」などに代表される「酒」の語を含む墨書土器が類型として存在する。おおむね一九八〇年代以降の関東における発掘調査成果のなかで、仏教に関連する墨書土器の出土例が増加し、「酒」の語を含む墨書が知られている。そのいくつかの例をあげてみると、まず、庄作遺跡（千葉県芝山町）からは、一般的な規模の竪穴住居跡（六八号住居跡）から「佛酒」の語が墨書された土器が出土している（図1の4）。この土器は九世紀前半頃のもので、仏にささげる酒の容器かと推定されている<sup>(45)</sup>。これと関連して、同じく庄作遺跡では九世紀前半頃と推定される住居址から「上総□□ 秋人歳神奉進上総」と墨書された土器が出土していることが注目される。この墨書について検討した平川南氏は、文字の間隔等を勘案して、「上総國□□郡□□郷□□ □秋人歳神奉神」との復元を試みた。そして、この「秋人」については「□□秋人」という人名であるとされ、墨書内容と土器の用途について、この人物が歳神すなわち正月に福をもたらす歳徳神を招き入れるために、その年の恵方に土器にご馳走を盛り、奉進したものであるという理解を示した。そして、このような祭祀は、その他の東国から出土する土器に記された墨書を参照して、中国起源の冥道信仰、庚申信仰、カマド神などが複雑に混合した様相を示していると分析している<sup>(46)</sup>

庄作遺跡も含めて、古代の東国では集落内や隣接した遺跡から瓦塔や瓦堂などを納めたと考えられる仏教関係の建物跡が発見されることが周知のこととなっており、これらは「村落内寺院」などの呼称を与えられている。それ以外にも仏具やこれを模倣した土器などが出土する遺跡も数多く知られている。この種の遺跡に伴い、「酒」を含む墨書土器の出土例が増加している。詳細は別稿にゆずるが、「寺」「佛」などの仏教関係墨書土器と「酒」字墨書土器が伴出する代表的な遺跡をあげても、村田居山遺跡（千葉県香取市）<sup>(47)</sup>、滝東台遺跡8（千葉県東金市）<sup>(48)</sup>、多功南原遺跡（栃木県上三川町）<sup>(49)</sup>などがある。これらの遺跡は年代的には奈良時代後半期から平安時代前半期を中心としており、この時期の東国では、集落の内部や近傍に「村落内寺院」と呼ばれるような小規模な仏教関係施設が存在し、そこでは宗教儀礼として酒を供していたことがわかる。

ひるがえって「孝酒」墨書土器を検討するならば、坏という器種の点でも仏教関係遺物が搬出する「酒」字墨書土器と共通する。加えて、墨書の位置が外底面であることや語順も「佛酒」墨書土器に典型化される奈良・平安時代の東国で出土する「酒」字を含む墨書土器の類型

として理解されるのである。

このように「孝酒」墨書土器は、「佛酒」墨書土器などを含めた墨書土器としての類型性が想定され、さらに仏教が展開している時期の火葬墓であることを勘案すると、仏教信仰の影響を排除することは難しい。このようにみえてくると「孝酒」墨書土器は儒教的思惟である孝の文字を象徴的に記しながら、一方では根源的意味において仏教的葬法である火葬とが融合し、かつ「酒」字を含む墨書に示される意味内容は奈良時代から平安時代に東国で盛行した「酒」を捧げる習俗の存在を示している。このように「孝酒」墨書土器は、いくつかの思想や信仰の複合した習俗を示すといえよう。それは奈良時代から平安時代における東国の地域性を顕現するとともに、この墳墓遺構のように火葬を行いながら、「酒」字を用いる語を記すことに端的に現れることは、類例としてあげた「佛酒」墨書の示すように元来、戒律として飲酒を禁じ、忌避する仏教信仰の実修過程において、酒を用いている点は明らかに原理として仏教信仰の変容を経ているといわねばならない。

ここでとりあげた「孝酒」墨書はたんに一墳墓あるいは一地域の埋葬に関わる習俗として扱われるものではなく、東国における墨書土器の習俗および文化を基盤としていることを示した。そして、「孝酒」墨書土器とその遺構は、東国地域独自の習俗・文化にのっとなって顕現した奈良時代の孝の宣揚とこれを背景として、火葬と混交した在地の葬送習俗の実態を示しているといえよう。

## ま と め

本論では武蔵国府関連遺跡の火葬墓から出土した奈良時代に属する土器に墨書された「孝酒」の語について、いささかの詮索を試みた。最後に本論の論点を整理して、まとめにかえたい。

まず、武蔵国府関連遺跡として把握される高倉・美好町地域で検出された「孝酒」の墨書が記された土器について、事実関係を確認し、所属時期については、八世紀半ば頃とみられ、この土器が伴出した甕とともに火葬骨を納めたと推定される遺構を構成していたことを示した。また、の墨書そのものについては、字画の検討からも、「孝酒」と確定して問題ないことを述べた。

第二点として『孝経』を主とした孝道を説いた経書のなかで、「孝酒」の語の出典および内容的に「孝」と酒との関わりを直接に示す典拠となる文献は存在しないことを示した。

第三点には「孝酒」墨書土器が属する八世紀代までの文献記録や金石文にみえる「孝」思想について、検討し、七世紀代の金石文には「孝」の思惟が確認でき、また、木簡からは八世紀には地方に『論語』などの経書が流布していたことを示した。そして、八世紀代において地域の次元でも国家的な孝の宣揚がみられたことを示した。「孝酒」墨書土器を、このような地方

における孝思想の展開と宣揚に立脚した葬送習俗として位置づけた。

第四には、土器の墨書土器としての器種や墨書位置や語句の類型としての類似から、「孝酒」墨書土器は、「仏酒」「酒」などの字句が記された古代東国の墨書土器の類型として把握できることを示した。このことより、地域独自の習俗・文化にのっとして顕現した奈良時代の孝の宣揚とこれを背景とし、火葬と混交した在地の葬送習俗の実態を示していると結論した。

以上、これまで着目されることのなかった「孝酒」墨書土器に着眼して、地方における「孝」の宣揚と展開、さらには「孝」と火葬習俗との混交という在地における思想や信仰の変容について論じた。墨書土器研究の展開のなかで、新たな視点を提示するために、多くの示唆を受けたく思う。

〔注〕

- (1) 平川南『墨書土器の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年  
高島英之『古代出土文字資料の研究』東京堂出版、二〇〇〇年など。
- (2) 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会編『武蔵国府関連遺跡調査報告21—高倉・美好町地域の調査5』府中市教育委員会・府中市遺跡調査会、一九九九年
- (3) 英太郎「「孝酒」と墨書された土器をめぐる」『隣人』一六、二〇〇二年  
深澤靖幸「武蔵国府と古代墳墓」栃木県考古学会編『東日本における奈良・平安時代の墓制—墓制をめぐる諸問題—』東日本埋蔵文化財研究会栃木大会準備委員会、一九九五年
- (4) 法書会編『五体字類』西東書房、一九三五年、五三二頁
- (5) 難字大鑑編集委員編『異体字解説字典』柏書房、一九八七年、
- (6) 見留武士「火を用いた祭祀についての一考察—和洋国分枝地遺跡出土の「神酒杯」墨書土器の検討から—」『房総文化』二二、二〇〇〇年
- (7) 深澤靖幸「武蔵国府と古代墳墓」(前掲)
- (8) 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会編『武蔵国府関連遺跡調査報告21—高倉・美好町地域の調査5』(前掲)
- (9) 英太郎「「孝酒」と墨書された土器をめぐる」(前掲)
- (10) 『孟子』離樓上・第十九  
曾子養曾皙、必有酒肉。將徹、必請所與。問有餘、必曰有。曾皙死、曾元養曾子、必有酒肉。將徹、不請所與。問有餘、曰『亡矣』。將以復進也。此所謂養口體者也。若曾子、則可謂養志也。
- (11) 今野達「古代・中世文學の形成に參與した古孝子傳二種について—今昔物語集以下諸書所收の中國孝養説話典據考—」『国語国文』昭和三三・七
- (12) 東野治之「那須国造碑と律令制—孝子説話の受容に関連して—」『日本律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年  
趙超「日本流伝的兩種古代《孝子伝》」『中国典籍与文化』二〇〇四—二(中国文)
- (13) 画像石棺などの画像資料として南北朝時代には孝子伝図の研究が進み、説話の種類や現行の孝子伝諸版本の成立時期などを中心として文献学的研究が行われている。  
黒田彰『孝子伝図の研究』汲古書院、二〇〇七年
- (14) 『孝子伝』の説話に関しては、幼学の会編『孝子伝注解』汲古書院、二〇〇三年によった。
- (15) 『新脩大正大藏經』第三卷・四八頁下段～四九頁上段  
明教宮中皇后貴人。令奉八戒月六齋。一當慈惻愛活眾生。二慎無盜富者濟貧。三當執貞清淨守真。四當守信言以佛教。五當盡孝酒無歷口。六者無臥高床繡帳。七者晡冥食無歷口。八者香華脂澤。慎無近身。姪歌邪樂無以穢行。心無念之。口無言矣。身無行焉。

「孝酒」墨書土器の史的環境（門田誠一）

- (16) 平川南『漆紙文書の研究』吉川弘文館、一九八九年、二四三～二六〇頁
- (17) 平川南『漆紙文書の研究』（前掲）
- (18) 長野県埋蔵文化財センター編『長野県屋代遺跡群出土木簡』日本道路公団東京第二建設局、一九九六年
- (19) 浜松市博物館編『静岡県浜名郡可美村城山遺跡調査報告書』静岡県浜名郡可美村城山遺跡調査報告書、一九八一年  
辰巳均「静岡城山遺跡」『木簡研究』二、一九八〇年
- (20) 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所編『袴狭遺跡』兵庫県教育委員会、二〇〇〇年  
大平茂二「兵庫・袴狭遺跡」『木簡研究』一七、一九九五年
- (21) 兵庫県立考古博物館編『柴遺跡』兵庫県教育委員会、二〇〇九年  
西口圭介「柴遺跡」『木簡研究』二三、二〇〇一年
- (22) 木簡学会編『日本古代木簡選』岩波書店、一九九〇年  
伸川靖「滋賀・勸学院遺跡」『木簡研究』八、一九八六年
- (23) 徳島県埋蔵文化財センター編『観音寺遺跡』1（木簡編）、徳島県教育委員会、二〇〇二年
- (24) 木下亘「阪原阪戸遺跡（阪原遺跡群2次）発掘調査概報」奈良県立橿原考古学研究所編『奈良県遺跡調査概報一九九二年度』第一分冊、一九九三年、奈良県教育委員会  
木下亘・平岩欣太・和田萃「奈良・阪原阪戸遺跡」『木簡研究』一六、
- (25) 笠井昌昭「続日本紀にあらわれた孝の宣揚」『古代日本の精神風土』ベリかん社、一九八八年  
八重樫直比古「日本古代の大学における『孝経』（上）」『ノートルダム清心女子大学紀要』文化学編五一、一九八一年
- (26) 笠井昌昭「続日本紀にあらわれた孝の宣揚」『古代日本の精神風土』（前掲）
- (27) 考課令第六十七条  
凡国司。毎年量郡司行能功過。立四等考第。（後略）
- (28) 笠井昌昭「続日本紀にあらわれた孝の宣揚」（前掲）
- (29) 『論語』第八卷・泰伯  
子曰、禹吾無間然矣。菲飲食、而致孝乎鬼神、惡衣服、而致美乎黻冕。卑宮室、而尽力乎溝洫。禹吾無間然矣。
- (30) 宇野精一『儒教思想』講談社、一九八四年
- (31) 宇野精一『儒教思想』（前掲）
- (32) 橋金萍・臧守虎「漢画像石中の養老図考」『文物』二〇〇五一一（中国文）
- (33) 『礼記』郷飲酒義  
郷飲酒之礼、六十者坐、五十者立侍、以聽政役、所以明尊長也。六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也。民知尊長養老、而後乃能入孝弟。民入孝弟、出尊長養老、而後成教、成教而後国可安也。
- (34) 『礼記』曲礼・上  
長者挙舉未醺、少者不敢飲。
- (35) 程運鉄・陳昆滿「酒与尊老」『湖北職業技術学院学報』一一九、二〇〇六年（中国文）
- (36) 加地伸行『孝経』講談社、二〇〇七年、一六〇～一七二頁
- (37) 今尾文昭「天皇陵古墳解説」森浩一編『天皇陵古墳』大巧社、一九九六年
- (38) 川勝守「東アジア世界における火葬の歴史」『東洋史論集』（九州大学）一八、一九九〇年
- (39) 張宏慧「宋代火葬論考」『許昌学院学報』二〇〇三一六（中国文）  
饒学剛「我国火葬源流初探一兼評“中国火葬習俗来自印度”説」『黄岡師專学報』一二、一九九二年（中国文）
- (40) 小田富士雄「日韓火葬墓の出現一扶餘と九州一」『古文化談叢』一六、一九八六年  
森本徹「日本における火葬墓の始まりをめぐって」『郵政考古紀要』四〇、二〇〇七年など。
- (41) 河上邦彦『後・終末期古墳の研究』雄山閣、一九九五年

- (42) 上原真人「火葬墓が始まった理由」田中琢編『古都発掘』岩波書店、一九九六年
- (43) 森本徹「日本における火葬墓の始まりをめぐって」(前掲)
- (44) 儒教の死生観およびその仏教の死生観との違いについては下記を参照した。  
常盤大定『支那に於ける仏教と儒教道教』東洋文庫、一九三〇年  
道端良秀『仏教と儒教』第三文明社、一九七六年  
道端良秀『中国仏教と儒教の祖先崇拜』道端良秀著作集第10巻、一九八五年  
伊藤清司『死者の棲む楽園—古代中国の死生観』角川書店、一九九八年  
加地伸行『沈黙の宗教』築摩書房、一九九四年  
福井文雅『漢字文化圏の思想と宗教：儒教、仏教、道教』一九九八年、五曜書房
- (45) 小原子遺跡調査会・芝山町教育委員会編『小原子遺跡群』一九九〇年、芝山町教育委員会
- (46) 平川南「古代人の死と墨書土器」『墨書土器の研究』(前掲)
- (47) 香取郡市文化財センター編『村田居山遺跡』香取郡市文化財センター、一九九七年
- (48) 山武郡市文化財センター編『油井古塚原遺跡群』東千葉カントリー倶楽部・白里町(千葉県)・山武郡市文化財センター、一九九五年
- (49) 栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター編『多功南原遺跡：住宅・都市整備公園宇都宮都市計画事業多功南原地区埋蔵文化財発掘調査』栃木県教育委員会・栃木県文化振興事業団、一九九九年

**付記** 本稿は科学研究費補助金(基盤研究C)「出土文字資料の出典論的方法による古代信仰展開様相の研究」(平成二一～二五年度)による平成二一年度の研究成果の一部である。

(もんた せいいち 人文学科)

2009年10月7日受理